

## 食品安全委員会（第911回会合）議事概要

日 時：令和5年9月5日（火） 14：00～14：40

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか 4名出席

傍聴者：一般14名

### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質  
1品目  
アナカルド酸

#### →厚生労働省から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

- ・ 農薬 4品目  
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ  
ジアフェンチウロン  
フェンプロピジン  
ブプロフェジン

#### →厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」については、農薬第五専門調査会において、審議することとなった。

「ジアフェンチウロン」については農薬第二専門調査会において審議することとなった。

「フェンプロピジン」については農薬第三専門調査会において、審議することとなった。

「ブプロフェジン」については既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、食品安全委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

- ・ 農薬及び動物用医薬品 1品目  
シフルトリン

#### →厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

本件については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、

今後、食品安全委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

- ・動物用医薬品 1品目  
モサプリド

→厚生労働省から説明

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働省大臣に通知することとなった。

- ・飼料添加物 1品目  
カシューナッツ殻液

→農林水産省から説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

- ・動物用医薬品 2品目  
アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（アレンジャー30）  
アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（ピレキシン10%）

→農林水産省及び担当の浅野委員から説明

本件については、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「マルボフロキサシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、「マルボフロキサシンの一日許容摂取量（ADI）を0.004 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「マルボフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤（フォーシルS）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→事務局から説明

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。